

関東学連 検 証 委 員 会
委員長 川 原 貴
委員 永 田 恭 介
委員 伊 東 卓
委員 西 島 央
委員 寺 田 昌 弘

日本大学アメリカンフットボール部が提出した
チーム改善報告書の検証結果についての答申

第 1 検証委員会の目的と検証の対象

検証委員会は、関東学生アメリカンフットボール連盟（「関東学連」）がいわゆる危険タックル問題で日本大学アメリカンフットボール部（「日大アメフト部」）に科した処罰（本年5月29日開催の同連盟理事会決議で承認されたもの。「本件処罰」）の早期解除の是非につき、本件処罰のただし書きの条件が満たされているか否かを確認するため、日大アメフト部が提出したチーム改善報告書（「改善報告書」）の内容を検証すること（「本検証」）を目的とする委員会である。

本件処罰のただし書きを抜粋すると以下のとおりである。

「ただし、①チームとして本件の原因究明を行い、それを踏まえて実効性のある再発防止策を策定・実施し、また抜本的なチーム改革・組織改革を断行して、②その内容（原因究明、再発防止策、及びチーム改革それぞれの概要）をチーム改善報告書として当連盟理事会に提出すること、その上で、③十分な改善がなされたことが検証委員会（人選及び設置の決定は理事会で決定する）によって確認され、それを受けて当連盟理事会で承認されることを条件に、出場資格停止は解除される。」

よって、本検証の対象は下記3項目である¹。

- 項目 1 チームとしての原因究明
- 項目 2 項目 1 を踏まえた実効性ある再発防止策の策定・実施
- 項目 3 抜本的なチーム改革・組織改革の断行

¹ 検証委員会は、本年7月30日（月）までに見聞した事実、書面及びヒアリング結果のみを前提に本検証を行った。

第2 検証

1 項目1 チームとしての原因究明

改善報告書は、第三者委員会の中間報告書の事実認定を踏まえたものとなっており、原因の分析として以下の5点が示されている。

- ① 常務理事等の要職にあった前監督が監督に就任したこと、② 前監督が反則を厭わない勝利至上主義に基づく指導方針をとったこと、③ ルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたこと、④ 選手及びスタッフが反則行為の指示について相談・報告することができなかったこと、⑤ 日大アメフト部の運営に対する外部による監督がなかったこと

ところで、アメリカンフットボールは、コンタクトスポーツの中でもその激しさに特徴があり、高い危険性を秘めている。だからこそ、アメリカンフットボールがスポーツとして存立するためには安全性の確保は不可欠であって、本件の危険タックルの問題はアメリカンフットボールの本質にかかわる重大な問題である。同時に、プレー中に故意に対戦相手を傷つける行為は重大な結果を招来する危険性が高く、単なるフェアプレーの問題にとどまらず、競技に関わる者の倫理観や人間性にもつながる問題である。しかし、残念なことに、本件においては、日大アメフト部の指導者も選手も、その点の認識が甘かったと言わざるを得ない。

その原因・遠因として、関東学連の規律委員会が調査報告書において指摘した、前監督の指導方針の問題、前監督ら指導者の資質の欠如、大学組織内の地位を背景とした前監督の影響力等について、また圧迫指導で追い込まれた選手には頼るところがなく、そのような場合に備えて外部から監督する仕組みもなかったという大学側の体制の不備についても、改善報告書は分析しており、この点は評価できる。

しかし、改善報告書には、チームの学生たち及びチームにおける学生同士にも問題があったことについて、またその反省点及び改善点についての記載が見当たらない。すなわち、日大アメフト部の学生たちには、学生スポーツ選手に求められる、高等教育を受ける学生としての、またスポーツ選手としての、社会的な成熟、倫理観、常識などの欠如があった（その結果、選手が主体的に考え行動するより、思考停止して監督の指示にただ従えば良いとするチーム体質であった）といえるのであるが、そのことについての認識と反省が、少なくとも改善報告書の中には見当たらない²。日大アメフト部に本件処罰を科すにあたり、選手たち学生の側にも問題がなかったわけではないことは、関

² 原因の究明③「ルールの遵守や暴力に対する規範意識が鈍麻していたこと」で触れてあるという指摘を受けるかもしれないが、③には前監督とコーチ（指導者）がそうであったという言葉及しかない。また第4「結語」でも「反省しております」の対象に学生の側の問題が含まれていない。

³ 選手たちの「声明文」（本年5月29日）には、その点の反省が記載されている。

東学連が本件処罰を決めた際に参照した規律委員会の調査報告書に明記されている(18 ページ及び 23 ページ)。規律委員会そして関東学連がチームに対しても処罰を科したのは、まさにこの点を反省し改めてもらう契機にしてほしかったからである。改善報告書の「チームとしての原因究明」は上記のとおり評価できるものであるが、この観点からの視点は欠けており、日大アメフト部の学生たちのいわば「アメフト倫理観」が、上記のチーム体質の中で低下してしまっていたことが掘り下げられていない。

2 項目 2 実効性ある再発防止策の策定・実施

- (1) 改善報告書は再発防止策として、前監督の影響力の排除、従来の指導方針を 180 度転換できる指導者の選任(チーム改革)、兼職の禁止、相談体制の構築・コミュニケーション不足の解消、ルール遵守等の規範意識の向上、競技部外からのモニタリング体制等に言及している。これらはいずれも、大学の運動部が多かれ少なかれ抱えている問題点の解消に向けた施策であるから、実効性を伴う形で実施されるのであれば評価できる。
- (2) 問題は、その「実効性を伴う形」で実施できるのかどうかである。例えば、改善報告書に記載されている兼職禁止にしても相談体制やモニタリング体制にしても、その実効性ある実施には、日大アメフト部、保健体育審議会(「保体審」)さらには大学本部が問題点を共有し、協力することが不可欠である。その際、誰(あるいはどの組織)がイニシアティブを取って何を進めて行くか等についての提案が必須であり、日大アメフト部の視点からは、少なくとも部自身が考える再発防止策や改善施策を、それが保体審や大学本部に関わるものであっても、臆せず、諦めず、保体審や大学本部に提案すべきである。しかし、保体審は、大学における組織上の位置づけが解りづらく、必要な改善の策定・実施を牽引できるように機能しているのかという点でも疑問である。それ故にであろうか、そもそも改善報告書の作成にあたり部と保体審は殆ど連携していなかったようである。したがって、検証委員会は、改善報告書に挙げられている再発防止策が、その全てではないにせよ、「実効性ある」再発防止策と言えるのか疑念を抱いている。仮に幾つかの施策については「実効性あり」と言えるとしても、大学内で又は保体審内で正式に「策定」されたのか不明なものが少なくないし、「実施」までされているものはごく僅かであろう。(重要と思われる施策は、後記(3)以降でもう少し検討する。)

ところで、改善報告書の検証を進める中で、検証委員会は日大における保体審(及びそこに所属する 34 の競技部)の大学組織上の位置づけ、責任の内容と所在、管理監督のあり方等を明確にすることが重要であろうという考えに至った。また、関係者へのヒアリングでは、日大は保体審所属の競技部の活動は課外活動であるとしつつも、教学の一環であると位置づけていることが述べられており、そうした点について

も更なる熟慮が必要であろう。このような議論は改善報告書の検証そのものからはやや離れるが、こうした点についての議論が再発防止策として挙げられた各施策の実効性に大きく影響すると思われるので、敢えてここで指摘するものである。

- (3) 兼職禁止は、内田前監督のように大学組織内で権力・影響力を持つ者が競技部の監督を兼務することを防止するための、効果的な施策であると評価する。だが、真に実効性のあるものを作り上げていくためには、i) 競技部の技術指導と運営を取り纏める保体審、ii) 競技部員（学生）を教学の面から指導する学部、iii) 大学経営を担う大学本部の三者が協働しつつ前向きに取り組む必要があると思料する。

関係者へのヒアリング（本年7月25日実施）によれば、兼職禁止は競技部ガバナンス検討委員会の中間答申（本年7月10日付け）に記載されているが、その制度化・ルール策定は、まだであるとのことであった。そうである以上、検証委員会としては、現時点ではまだこの兼職禁止について、「実効性ある再発防止策が策定・実施された」という段階には至っていないと判断せざるを得ない。

特に、競技部の監督と保健体育事務局長の兼職禁止については、上記の中間答申にも記載がなく、これから検討を進めるという段階のようであるから、実効性を置いても、まだ策定にも至っていないということになる。

- (4) 他方、新監督・新コーチの選定は、保体審が、その委員全員が日大と利害関係のない外部有識者で構成される「アメフト部監督・コーチ選考委員会」（「選考委員会」）を設置し、選手、保護者、アメフト部OBらと意見交換をしながら、公表された基準に基づき候補者を選考したとのことである（その選考基準は、検証委員会がこれまでの日大アメフト部に対して抱いた問題意識と方向性を同じくするものであり、適切である）。検証委員会は具体的な候補者個人についての評価・論評はさし控えるが、選考基準も選考手続も概ね問題ない⁴と考える。

- (5) 改善報告書は、内田前監督及びその関係者の影響力は完全に排除されたとしている。確かに、本年7月30日付けで内田前監督及び井上コーチは学校法人日本大学から懲戒解雇されており、前監督の影響力排除のために日大は必要な措置を講じたこと一応、評価することができる。

他方、不当な圧力によって本件事件の口封じを図ろうとした元理事ほかの大学関係者については、辞任・辞職したのであり、大学から懲戒処分を受けたわけではないので、前監督と同様に影響力は排除されたと考えて良いのか、検証委員会は判断に迷

⁴ 選考委員会の委員の人選はそもそも誰が主導したのか等の疑問や、一部の委員と監督候補に挙げた人物との間に接点があったのではないかな等の意見もあるが、検証委員会は、それらをもって手続に瑕疵があったなどとして選考そのものを認めないとするものではない。

うところである。

そうした事情もあり、改善報告書に記載された内容（7 ページ以下）をもって、日大アメフト部に対する内田氏ほか一部の大学関係者の影響力が完全に排除されたかどうかは、少なくとも現時点では不明と言わざるを得ず、今後、時間をかけて検証し、判断していくほかはないと考える。

- (6) 関係者へのヒアリングによれば、改善報告書の作成・再発防止策の策定に際し、第三者委員会との連携や協議は全くなされなかったようである。検証委員会としては、これは意外であり残念であった。原因の究明で、大学や保健体育事務局の要職にあった前監督がその地位・立場を背景に独裁体制を築いていたことが、今回の危険タックル事件における重要な原因・遠因の一つであると究明できた以上、日大アメフト部だけで解決できる問題ではないことは容易にわかったであろうから、保体審及び大学本部をも巻き込んで日大全体の問題として改善報告書の作成・再発防止策の策定に取り組んでほしかったところである⁵。

検証委員会は、本年 7 月 30 日に公表された第三者委員会の最終報告書（「第三者委員会の最終報告」）に、改善報告書では触れられていない重要な原因の指摘があったり、より効果的な再発防止策の提案があったりした場合には、改善報告書の「十分性」が問題になり得ると考えていた。第三者委員会の最終報告には、

- ・ 選任後の指導者の質の維持・向上を担保するための措置（再任手続・基準の明確化、外部有識者や OB の視察制度、その他）
- ・ 選手の自主性・主体性を確保するための措置
- ・ 保体審の組織改革（仮称「スポーツ推進支援センター」の設置）

など、改善報告書に記載の再発防止策より更に踏み込んだ内容の提言が挙げられている。改善報告書の作成・再発防止策の策定に際し、第三者委員会との連携や協議をしておけば、より充実した内容になったであろう。

- (7) 関係者へのヒアリングによれば、競技部ガバナンス検討委員会は、第三者委員会の検証結果を待ち、それから必要な体制を整えるとのことであるが、本日現在「実効性ある再発防止策が策定」されていると認めることは難しい。ただ、「策定」に向けての努力を始めたことは評価できる。本検証の結果に拘わらずこれを継続して、原因の究明を踏まえ、しっかりした再発防止策を策定し、それを着実に実施していただきたい。

⁵ しかし、検証委員会は、第三者委員会との連携や協議が全くなかったという事実のみを理由に、改善報告書の内容が不十分であると決めつけることはしない。

- (8) 改善報告書（追加）（本年 7 月 23 日付け）からは、日大アメフト部の選手たちがスポーツ倫理の周知徹底のため外部セミナーを受講したり、選手間で反省点や改善点などにつき意見交換を行ったりしたことが判る⁶。これも再発防止に向けた取組みとして評価できるが、学生たち（注：タックルをした選手以外の学生たち）が事態と責任の重大性の認識に至っているかどうか（すなわち、チーム体質に基づく「アメフト倫理観」の低下をどれだけ認識・反省し、自己変革に向けた努力をしているか）については、残念ながら検証委員会には見えてきていない。

3 項目 3 抜本的なチーム改革・組織改革

(1) チーム改革について：

前記のとおり（第 2 の 2 (4)）日大が、前監督の指導方針から転換を図るべく、適切な選考基準と適正な手続で監督候補者を選定した点は評価できる。7 月 27 日付けでコーチ候補者が 1 名追加提出されたが、これについても同様である。

しかし、指導者が変わり指導方針も変われば、選手たちの意識や考え方も自ずと変わっていくことが期待できるものの、それだけでは足りない。検証委員会が考える、日大アメフト部のチーム改革の重要なポイントは、選手たちも自ら、主体的に考えて行動できるようになることと自己変革することである。選手の自主性を尊重する適切な指導者と主体性をもって競技に（願わくば、競技のみならず学業その他の学生活動にも）向き合う選手たちの意識とは、いわば車の両輪のようなものであり、どちらが欠けても日大アメフト部のチーム改革は完成しないと検証委員会は考える。

(2) 組織改革について：

日大アメフト部、保体審、大学本部、それぞれのレベルで改善すべきことがある。よって、それぞれが主体的にどう改善していくのかを明らかにしてほしいところであるが、まず、それが十分になされているとはいえない。兼職禁止の制度化については、アメフト部を超えて保体審さらには競技部ガバナンス検討委員会で検討が進められるという内容になっていて評価できるが、まだ、いわば器が作られただけであり、日大が本当に改革・改善に取り組む強い意志を有しているのかどうかは未知数であると言わざるを得ない（後記 4 (1)(2)参照）。

もちろん、短期間に組織改革を「断行」するところまで要求するのは現実的ではなく、器が作られただけで今後の取組みが未知数であること一事をもって、検証委員会は結論を導くものではない。しかしながら、対戦相手のチームが、そして社会が、日大アメフト部の再生を（少なくとも、再生に向けた確かな途上にあるということ）安心して信じられるような「確かなもの」が必要であると検証委員会は考える。例えば、日大の理事長が、今回の事件の真摯な反省と共に、「保健体育審議会を含め競技

⁶ 検証委員会はセミナー受講後に学生たちが書いた感想文の提出を受け、全てに目を通した。

部を統括する組織の改革をトップダウンで進めていく」「同じような事件を二度と起こさないためにも、組織改革は必ずやり遂げる」等のメッセージを言明していれば、それは日大内部に対する強力なメッセージにもなり、対戦相手や社会が受ける印象はだいぶ違ったものになったであろう。安全性の確保というアメリカンフットボールがスポーツとして成立する根幹に関わる重大な点について対戦相手や社会が求めるのは、そのような安心感をもたらす「確かなもの」である。

もしそうした「確かなもの」が形になっていたら、本検証の結論は異なっていたかもしれない。本検証は本日をもって終了するため、今後はその考慮要素とすることはできないが、検証委員会としては、日大から、近い将来、上記の理事長の言明のような「確かなもの」が発せられることを期待する。

4 改善報告書全般について

- (1) 前記のとおり（第2の2(2)後段）、検証委員会は、日大においては保体審の大学組織上の位置づけ、責任の所在、管理監督のあり方等につき、改善の余地があると考え。よって、改善報告書に記載されている再発防止のための施策のそれぞれ（部だけで完結するものは除く）につき、誰（あるいはどの組織）がイニシアティブを取って何を進めていくのか、本当に実現するのか等につき、検証委員会は本日までの間に確証を持てるに至っていない。
- (2) 検証委員会の検証が終わり、第三者委員会も活動を終えて解散し、再発防止に向けた日大の取組みをウォッチする者がいなくなると、日大の中でチーム改革・組織改革に向けた機運が途端に失速し、中途半端・有耶無耶に終わってしまうことが懸念される。改善報告書にはいろいろと記載されていたが、結局、ほとんど何も変わらなかったという結果に終わってしまわないかを検証委員会は危惧する。第三者委員会の最終報告書では、選考委員会が引き続きモニタリングすることが提言されているが、現実的かつ有効な方法の一つと言えよう。しかし、日大がその仕組みを採用するかどうかは、現時点では不明である。
- (3) 検証委員会としては、アメリカンフットボール公式規則集に掲載されている「フットボール綱領（フットボール・コード）」の語が改善報告書に一度も出てこないのは残念である。指導者も選手も、自分たちが行う競技は高い危険性を秘めるアメリカンフットボールであることを改めて自覚し、折に触れ「フットボール綱領」へ立ち返り、その精神をチーム全員で共有してほしい。時間をかけてチーム内にこのような文化を根付かせることも、チーム改革の一環である。

- (4) ところで、日本大学は、アメフト部のみならず保体審の競技部に所属する学生たちに、スポーツを通じて何を学ばせ、いかに学業と両立させ、それぞれの4年間をどのように過ごし、どういったことを修得した若者として社会に巣立って行ってほしいのだろうか。保体審、学部（教学）、大学本部の三者が協働・連携して、日大の建学の精神や教育に対する基本理念に照らして根本から見直しをする必要があるのではないかと検証委員会は考える。

日大アメフト部が2018年度シーズンのリーグ戦への参加の可否に拘わらず、今後、改善報告書に記載した再発防止策はもちろんのこと、第三者委員会の最終報告書に記載された再発防止策及び提言を具体的に実践していく中で、日大全体でそのような見直しと取組みが行われ、我が国の大学スポーツのあり方における一つのモデルケースとなることを、検証委員会は期待する。

- (5) 最後に、検証委員会として、改善報告書及び新監督・コーチの選考に関連して以下のことを述べる。

第2の2(4)で述べたとおり、検証委員会は新監督・コーチの選考基準及び選考手続について、概ね適切であると考えている。そして、かかる適切な基準・手続で選考された監督・コーチ候補者である以上、日大には、2018年度シーズンのリーグ戦への参加の可否に拘わらず、同候補者らを信頼してサポートし、目先の成績に拘泥することなく、中長期的な視点で同候補者らにチーム作りを任せ、日大アメフト部の体質改善及び「アメフト倫理観」の向上を後押ししていただきたいと期待する。

第3 検証委員会からの答申

日大アメフト部が競技部ガバナンス検討委員会等の協力を得てチーム改革を進めようとしていることは評価できる。しかしながら、兼職禁止やモニタリング機能の制度化、および学生の意識改革を進めるための方策など、一競技部を超えて保体審さらには日大全体で取り組まなければ実効性を伴わない施策については、その策定も実施もいまだ不確定・不十分であると言わざるを得ず、本日現在までに十分な改善がなされたとは認められない。

以 上